

平成 27 年度 第 3 回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】平成 27 年 12 月 8 日（火）午後 5 時 30 分～午後 7 時 10 分

【場 所】燕市役所 2 階 会議室 201

【出席者】委 員 池田 弘、遠藤貴子、笹川常夫、田村 秀、細野美恵子、
三井田可人、山崎綾子（敬称略）
事務局 市長 鈴木 力
企画財政部部長 五十嵐嘉一
企画財政課副主幹 五十嵐潤一、杉本俊哉
同政策専門員 高山貴博、同主任 石村由紀、同主事 浅野晴也
総務課長 前山正則、同主幹 高橋義彦
同副主幹 荒木信幸、同係長 大塚小由紀
【欠席者】 委 員 喜多栄太、高橋真由美、田中 進（敬称略）

1. 開会

事務局：皆様お疲れさまでございます。ただいまから平成 27 年度第 3 回行政改革推進委員会を開催いたします。

2. 会長あいさつ

会長：皆さんこんばんは。行政改革の仕事は大変重要な使命であり、これから新たな推進プランの審議が行われるわけですが、各委員さんの真摯な議論を重ねて、燕市が、住みよい街、そしてまた市民にとって素晴らしい街であるように、少しでもこの行政改革の仕事が役に立つようになればと思っております。よろしくお願ひします。

3. 市長：大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これまで行政改革というと、スリム化するというのが大きな役割になっておりましたが、人材育成、行政サービスの向上など新しい時代に合わせた要素を含んだプランにしていきたいと思っております。変化を的確にとらえて反映していくというような仕組みも取り入れた計画になっております。まだまだ足りないところがあると思いますので、皆さんから忌憚ないご意見をいただけることをお願い申しあげまして、冒頭に当たってのご挨拶とさせていただきます。

4. 燕市行政改革推進プラン案について（諮問）

（市長から会長へ諮問。その後、市長退席）

5. 議題

(1) 策定スケジュールについて（資料 1）

会長：ただいま燕市行政改革推進プランについて諮問がありました。本日事務局から提出された議題について、資料に基づいて順次審議を行いたいと思います。

（事務局：資料 1 に基づき説明）

会長：ご質問などございましたら、挙手をしてご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：「行政改革プラン」と「行政改革推進プラン」はどう違うのですか。

事務局：総合計画に関する資料は早い段階で作ったものであり、この時点では正式な名称を決めていませんでした。改めて「行政改革推進プラン」という名称を正式名称にさせていただければと考えています。

(2) 燕市行政改革大綱後期実施計画「平成 26 年度実施計画」の取組実績について（資料 2）

会長：それでは「燕市行政改革推進プラン」の素案について説明をお願いします。

（事務局：資料 2 に基づき説明）

会長：いま事務局の方から、財政状況の説明と推進プランについての説明がありました。これについては今回と次回で審議をしていくということです。これまでの説明について、ご質問やご意見、あるいはプランについてこういう視点、こういうところに留意してもらいたいなどありましたらよろしくお願いします。

委員：児童クラブで利用料の滞納があった場合、やめていただくということでしたが、利用料が払えず相談に行った場合にどのような対応をされているのか教えてください。

会長：行政改革的にいようと、利用料を払わないからだめだという視点もありますが、行政改革はそういうものばかりではないし、燕市が市民にとって住みよい街にならなければならないということも一方で行革の使命です。いまの問題意識をきちんと担当課に伝えて、可能な範囲で文書で回答をお願いできたらと思います。

委員：もし自分が税を払えなくなったときには、本人が健康で了解するという前提で、労役で納めるという選択肢があつたらよいと思います。

事務局：いわゆるボランティアポイントとして、草取りや公共施設の掃除などへの

ポイント付与を実施している自治体は増えていますが、滞納された税金に充てている例はないと思います。また、税金は一定のルールに基づいて課税されますが、減免や納税猶予制度など、様々な救済制度というのも用意されています。

事務局：逆にいまのお話では、働く場所をご紹介させていただいて、そちらで得たお金を納めてもらうほうが現実的だと思います。

委員：プランでは、財政の確立をどうしていくかについて議論しているわけですが、民間活力を導入して成果をあげたいということも書かれていますが、やるのは人間ですので、どういう人が指定管理なり委託を受けているのかということも重要なと思います。

事務局：指定管理者制度につきましては、導入施設を徐々に増やしていきたいと考えています。指定管理者等選定委員会という外部組織を設置し、指定管理者の評価を行っておりますが、一番は施設所管課が指定管理者と協力体制・連携をうまく構築し、管理状況を監督することが大事だと考えています。

会長：他の自治体でも同様の話を聞きますが、成果というのは収益を中心に考える施設もあれば、福祉等の市民満足度が上がる必要がある施設もあって、施設によっても異なるので、なかなか難しい部分もあると思います。

委員：指定管理者制度が導入されている施設で、とても対応が悪かったという話を聞きました。サービスの向上というところで市がどういう風に関与しているのでしょうか。

事務局：指定管理者制度を導入している施設では、利用者アンケートを義務付けております。そういう中で利用者の声を拾い上げ、業務改善に向けて対応していくだけるようにお願いしています。

委員：指定管理者制度を知っている人はほとんどおらず、市が直接経営しているのにどうなっているのかということになります。アンケートに答える人は少数で、だんだん口コミで広がっていくものです。それではせっかく導入した制度も台無しになってしまふので、その辺を考えていただければと思います。

事務局：実態をよく把握することが必要だと思いますので、所管課の方に話をしていきたいと思います。

会長：もしこれが仮に民間の施設だったら、潰れてしまうこともありますので、やはり甘えがあるのではという見方すらあります。指定管理を受託している側も、接遇に対する研修などをきちんとやらないと、次の指定管理はないという緊張感は必要なのではないですか。

事務局：実際、募集要項には職員の研修について謳っている施設はありますが、実際にしているのか、所管課で把握していないという部分も実際にはありますので、こちらのほうでも指導していきたいと思っております。

委員：指定管理者制度を導入している施設を担当する職員は、マネジメントを行ったり、コーディネーターの役目を担わなければならぬので、ある程度の知識や、共に良くしていこうという姿勢がないとうまくいかないので、適職の人に担当をしていただきたいと思います。

会長：最後まで市の施設であることに変わりはないので、市の担当職員もプロ意識をもってやらなければならない。

事務局：図書館のように全国的に展開している民間事業者が指定管理者になっている場合など、職員の方が知識が劣るということはあるかもしれません、施設所管課としてしっかり指導していかなければならぬと思っております。

委員：せっかく先生がいらっしゃるのでお聞きしますが、プランの目標、この数字というのは、妥当な数字なのでしょうか。

会長：私が見る限りでは、そんなに問題はない指標設定だと思います。特に実質公債費比率は良くなっています、他にも努力が数字に出てきているものはいくつかあります。最上位で良いとは言いませんが、ここ数年はかなりいい状態を保ちつつある。それを保つためにはどういうことが必要かということについて、各委員さんに意見を出していただければと思います。

委員：この指標があって、具体的に実施計画があるわけですね。方向が間違っていないのであれば、市民が協力できるよう、情報を出していただければ、計画の効果がより上がってくるのではないかと思うので、広報などで、市民の行動を促したらいいのではないかと思います。

会長：行政内部だけの努力でやるべきものは当然あるわけですが、市民が協力して初めてできるものは、具体的にわかりやすく、広報などの媒体を通じて伝えるということは是非考えていただきたい。

事務局：実施計画にある取組項目は、ほとんどが行政内部で行うことになっています。しかしながら行政改革は一つひとつが市民の皆さんとの協力がなければならぬものですので、プランが完成したら、広報やウェブサイト等で情報発信を図ていきたいと思います。

委員：25ページの自動販売機設置の件についても、必要性があるのかないのか、きちんとその必要性を伝えないといけないと思います。

会長：これまで項目として挙がっているから、引き続き全部やらなければいけないということはないと思います。

4. その他について

会長：その他ということで事務局の方から説明をお願いします。

(事務局から説明)

会長：日程からみて次回の資料配布は、直前になるのでしょうか。

事務局：市議会への報告や、パブコメでの意見募集も予定しています。それに関する資料も一緒にお渡ししたいと考えておりますので、直前になってしまう可能性があります。

会長：全てでなくても構いませんので、中間的な情報提供があった方がよろしいのではないかでしょうか。検討してください。

事務局：一回程度中間で出せるように検討させていただきたいと思います。

会長：それでは本日予定しておりました審議事項は全て終了ということで、年末の忙しい中どうもありがとうございました。以上をもちまして閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。